

平成27年（2015年）5月13日

中野区長 田中 大輔 様

中野区産業振興審議会  
会長 細野 助博

中野区産業振興ビジョンの推進に当たり、諮問された事項のうち、  
ライフサポート関連産業振興の中長期的な進め方に係る意見について（答申）

平成25年（2013年）7月24日に諮問された事項について、別紙のと  
おり答申します。

## 中野区産業振興ビジョンの推進に当たり、諮問された事項のうち、 ライフサポート関連産業振興の中長期的な進め方に係る意見について（答申）

### 1 はじめに

中野区内の産業の現状をみると、全体の事業所数や従業者数は減少傾向にある<sup>1</sup>。一方で、医療、福祉関連の事業所数は増加傾向にある<sup>2</sup>。住宅都市として発展してきた中野区においては、小売業及び飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉などの産業によって、全体の事業所数の約半数が占められており<sup>3</sup>、これらを含む「ライフサポート関連産業」は、今後とも区内経済を支え、区民の生活環境の質的向上に寄与する重要な産業群（分野）である。

また、少子高齢化を背景として、ニーズの多様化や需要の増加が今後とも見込まれるため、これらに対応する「ライフサポート関連産業」の成長・発展、それによる雇用の創出にも効果が期待される。

当審議会では、産業振興ビジョンで掲げられている「ICT・コンテンツの活用とライフサポートサービスの充実で経済が活性化するまち」という将来像の実現に向けて、中野区長の「ライフサポート関連産業振興の中長期的な進め方」という諮問に対して検討を重ねてきた。本答申は、既存の産業振興、創業支援の取り組みを充実させることを前提として、特に中野区の特徴を活かした中長期的な取り組みについてまとめたものである。

---

<sup>1</sup> 平成13年事業所・企業統計調査によると、区内の民営事業所数は14,868件、同従業者数は112,114人であったが、平成24年経済センサス活動調査によると、民営事業所数は12,752件、同従業者数は110,322人となっている。

<sup>2</sup> 平成13年事業所・企業統計調査と平成24年経済センサス活動調査を比較すると、区内の民営事業所数が減少している中でも、医療、福祉は821件から985件に増加している。

<sup>3</sup> 平成24年経済センサス活動調査によると、区内の小売業2,169件、飲食サービス業1,773件、生活関連サービス業、娯楽業1,204件、教育、学習支援業410件、医療、福祉985件で全事業所数の51.3%を占めている。

## 2 優先的に振興を図る領域について

「ライフサポート関連産業」とは、産業振興ビジョンにおいて、人々の生活に関係性の高いサービスを提供する産業群として説明されており、その業種や業態は定められていない。

もとより、区内産業の活性化のためには、既存の事業所が現在の事業をそのまま維持・継続するのではなく、事業拡大や事業転換すること、または創業や他地域からの出店・進出などによって、住民の新たなニーズに対応したり、潜在的ニーズを掘り起こしたりすることで、個々の事業者の売上を向上させていくことが必要である。従って、中野区がライフサポート関連産業の振興を図る際は、基本的には業種や業態に関わらず、区内事業者の新規の事業展開、新たな事業者の創出、当該事業を行っている区外事業者の区内への進出について支援をすべきである。

しかし一方では、中野区のみならず全国的な課題である少子高齢化の進展や人口減少などへの直接的な対策として、高齢者や子育て世代をサポートし、さらなる活躍を促すことが求められている。このことから、他の自治体に先駆けて、中野区が率先して高齢者や子育て世代を対象とした新規事業の創出を優先的に支援していくことは、区内産業振興の観点からも望ましいと考える。

### 3 ライフサポート関連産業振興の中長期的な取り組みについて

ライフサポート関連産業振興に当たっては、区内事業者の新規の事業展開、新たな事業者の創出、当該事業を行っている区外事業者の区内への進出について支援するとともに、区内での事業展開を持続させるような魅力あるビジネス環境を構築していく必要がある。この魅力的なビジネス環境としては、事業活動場所（適切な広さや地代家賃）があること、規制が少ないこと、情報が収集・発信しやすいこと、産学公金<sup>4</sup>などが連携した支援体制があることなどが挙げられる。

そこで、既存の産業振興や創業支援の取り組みを充実させることに加えて、中野区の特徴を活かした魅力的なビジネス環境を構築することを目指して、以下の5つの中長期的な取り組みを推進していくことを提案する。

#### （1）多様なライフサポートビジネスの発信と区内産業をけん引するライフサポート関連事業者の立地促進

##### 【目標】

先進的なライフサポートビジネス<sup>5</sup>が中野から発信され、ライフサポート関連事業者が区内に立地・集積するとともに、同業種または異業種間の交流が促され、関連産業だけでなく、区内産業全体が活性化している。

##### 【取り組みの方向】

- ① 中野駅周辺の再開発や西武新宿線沿線のまちづくりをはじめとする地域のまちづくり、国家戦略特区の規制改革の活用などによって、新規参入や事業拡大を目指すライフサポート関連事業者にとって魅力的な立地環境を整える。
- ② 先進的なライフサポートビジネスを紹介し、区の施策を発信する拠点機能を整備し、サービス利用者や他の事業者、報道機関などへのPR、ニーズ調査、サービス体験やモニタリングなどの機会を設けていく。
- ③ 産業界、大学、行政、地域、金融機関などの連携による支援体制を構築し、同業種・異業種間の交流を促進していく。

---

<sup>4</sup> 「産」は個人事業者や民間企業、産業団体等を、「学」は専門学校や大学などの教育研究機関等を、「公」は国や都、区などの公共機関等を、「金」は銀行や信用金庫などの金融機関等をそれぞれ示している。

<sup>5</sup> 先進的なライフサポートビジネスとは、以下の例のように、潜在的な市場を掘り起こす付加価値のある新しいビジネスをイメージしている。

・高齢者や障害者等を対象としたICTやセンサー、ロボットなどを活用する体調管理や健康増進、介護予防に役立つサービスなど

・子育て世代を対象とした多様なニーズに応える子どもの育ちや学びのサービス、親のスキルアップや社会参加を支援するプログラムの提供など

### 【取り組みの例】

- ア. まちづくりや規制改革を推進し、既存建築物の建替え更新を容易にすることで、新たな事業活動場所を創出する。
- イ. 先進的なライフサポートビジネスの情報を発信し、体験できる拠点の機能を産業振興センターに整備する。
- ウ. 創業や事業拡大の相談を行うとともに、関係機関による支援をワンストップで案内できる連携窓口を産業振興センターに整備する。
- エ. ニーズやシーズなどの情報交換やビジネスマッチングの機会を提供するための同業種・異業種間交流会を実施する。

## (2) 商店街へのライフサポート関連事業者の誘致、商店街の活性化

### 【目標】

様々なライフサポートサービスが提供されるプラットフォームとして、高齢者や子育て世代、外国人などが訪れやすく、利用しやすい商店街となっている。

### 【取り組みの方向】

- ① 商店街でのライフサポート関連事業者の事業展開を支援し、商店街を新しいコミュニティーゾーンとして活性化していく。
- ② 利用者の視点を取り込み、行政をはじめとする関係機関、商店街、個店、その他の民間事業者などが連携・調整を図りながら、それぞれの立場でハード面・ソフト面でのユニバーサルデザイン<sup>6</sup>の取り組みを進めていく。

### 【取り組みの例】

- ア. 商店街で事業を展開するライフサポート関連事業者に対して、現行の融資あっ旋・利子補給制度<sup>7</sup>を拡充する。
- イ. ユニバーサルデザインに配慮し、商店街へのアクセスを改善する。
- ウ. 誰もが利用しやすく、立ち寄りたくなる商店街を目指し、企業や個店、商店街が、学生や高齢者、子育て世代のニーズや発想、知識を活用するために、直接意見を聞く場をつくる。

---

<sup>6</sup> 障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと

<sup>7</sup> 2014年度の中野区産業経済融資では、一般融資の事業資金の本人負担利率で年利1.3%（小規模企業特例資金は年利0.8%）、特別融資のICT・コンテンツ事業者及びライフサポート事業支援資金で0.4%、創業融資の創業支援資金で年利0.4%となるよう利子補給を行っている。

### (3) 大学を活用した区民参加型のライフサポートビジネス創出のしくみづくり

#### 【目標】

自分たちのまちを自分たちで創っていくという意識が根付き、高齢者や子育て世代、学生などの参画により、中野区の地域特性を捉えたライフサポートビジネスが創出されている。

#### 【取り組みの方向】

- ① 地域の活性化やライフサポートビジネスを担う人材の育成などについて、大学との連携を強化していく。
- ② 学生や高齢者、子育て世代などの多世代が参画して中野区の地域特性を研究し、区民のニーズを把握するしくみを構築していく。
- ③ 地域の課題解決につながるライフサポートビジネスの研究・開発が進むよう、関係機関が連携した創業支援・事業展開支援を充実させていく。

#### 【取り組みの例】

- ア. 中野区の地域特性を研究し、区民ニーズを把握するワークショップを実施する。
- イ. 誰もが利用しやすく、立ち寄りたくなる商店街を目指し、企業や個店、商店街が、学生や高齢者、子育て世代のニーズや発想、知識を活用するために、直接意見を聞く場をつくる。【再掲】
- ウ. 創業や事業拡大の相談を行うとともに、関係機関による支援をワンストップで案内できる連携窓口を産業振興センターに整備する。【再掲】
- エ. ライフサポートに関するビジネスプランコンテストを実施する。

### (4) ライフサポート関連事業者による学生や高齢者、子育て世代の女性などの人材育成・活用

#### 【目標】

区内のライフサポート関連事業者への学生のインターンシップなどが根付き、有能な人材の育成や輩出、就業機会の創出、創業機運の醸成、受け入れ事業者の活性化（柔軟な発想の取り込み、従業員のマネジメント能力向上、人材獲得ノウハウの蓄積）が促されている。

#### 【取り組みの方向】

- ① 産学公金の連携によって、ライフサポート関連事業者が学生のインターンシップを受け入れやすい体制づくりを進めていく。
- ② 結婚、出産等を機に離職した女性などの、潜在的な人材の活用を進めていく。
- ③ 高齢者などが資格や経験を活かし、個々の状況に応じて多様な働き方ができるしくみを創出していく。

### 【取り組みの例】

- ア. 学生インターンの受け入れ事業者を開拓し、学生と受け入れ事業者のマッチングを支援する。
- イ. 結婚、出産等を機に離職した女性などのインターンシップのしくみについて検討する。
- ウ. 高齢者が受託可能な業務と市場ニーズとをマッチングして組織化したり、創業を支援するような新しい就労のしくみ<sup>8</sup>の創出について検討する。

## (5) ライフサポート関連産業振興に資する行政情報の提供、区民ニーズの調査

### 【目標】

行政から提供される様々な情報が、事業者によって分析・活用され、区内の高齢者や子育て世代など、区民の様々なニーズに応える新たなライフサポートサービスが開発、提供されている。

### 【取り組みの方向】

- ① 区内で新たな事業展開を考える事業者や創業者に対して、行政が持つ調査結果、住民情報などを、個人情報保護に抵触しない範囲において、活用しやすい形式によってできる限り公開していく。
- ② 優先的に進めるべき高齢者や子育て世代を対象とした新規事業の創出については、既存データ以外についても、ニーズ調査やデータ収集を行政が積極的に行い、結果を提供していく。

### 【取り組みの例】

- ア. 中野区オープンデータポリシーの設定及びPRを行う。
- イ. 行政の持つ調査結果、住民情報などのデータを可能な限り提供する。
- ウ. 優先的な領域の振興に資するニーズ把握のために、行政が既存調査への項目追加や独自調査を行い、調査結果とともに関連するデータを提供する。

---

<sup>8</sup> しくみの参考イメージとして、以下のような事例が挙げられる。

・株式会社いろどり…1986年に徳島県上勝町で始まり、1999年に町が出資する第三セクター企業として法人化した。高齢者を中心とした農家が、葉っぱや草花を料亭やホテル・旅館で使われる料理の「つまもの」として出荷する事業で、高齢者に使いやすいパソコンの開発、個人売上を公表して競争心が湧くしかけを提供している。

・NPO法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹…元気なシニアが自らの居場所と出番を創る場(プラットフォーム)の提供とコミュニティビジネス支援を目的とするNPO法人。1999年に「シニアベンチャー支援事業」(通産省)を受託し、パソコン講座を展開。会員がアドバイザーとして三鷹市内で活躍。その後、市立小学校の学童見守り業務の受託や高齢者社会活動マッチング事業、市役所のパソコン関連業務サポート、シニアのコミュニティビジネス起業支援も行っている。

## 4 おわりに

中野区は、中野四季の都市のオープンによって、日本でも有数の大企業が立地するとともに、既存の大学とあわせて5つの大学キャンパスが立地し、従来の住宅都市から、働き、学び、楽しむこともできる多機能都市へと変貌しつつある。産業界はもちろんのこと、大学及びそこで学ぶ学生、区内に住む高齢者や子育て世代などが参画し、お互いが持つ強みを発揮することによって産業を活性化していくことが、中野区の特徴を活かした取り組みとして望ましい。また、学生や高齢者、子育て世代などの参画によって、地域の活性化、高齢者の健康増進や子育て世代の孤立防止などにも効果が期待できる。

しかし、ここで述べたような取り組みは、開始当初は行政が主導していくとしても、行政の支援がなければ継続できないような一過性のものであってはならない。中長期的な取り組みとして、産業界、大学、地域、金融機関など、それぞれの自主性を引き出せるよう、区内産業の振興も含めて「自分たちのまちを自分たちで創っていく」という意識を高めていくことが必要である。実効性のある連携体制の構築に向けて、行政が関係機関などの参画を促すとともに、適切に調整機能を果たすことを期待するものである。



第1期中野区産業振興審議会 委員名簿

氏名	推薦団体等(職名等)	備考
ホソノ スケヒロ 細野 助博	中央大学 総合政策学部 教授	審議会会長 ICT・コンテンツ部会部会長
ムラタ ヒロユキ 村田 裕之	東北大学特任教授・村田アソシエイツ代表	審議会副会長 ライフサポート部会部会長
マサムラ ヒロト 正村 宏人	東京商工会議所 中野支部 (同支部 サービス分科会 分科会長)	ライフサポート部会
トヤサキ サトシ 戸矢崎 哲	中野工業産業協会 (同協会 相談役理事)	ICT・コンテンツ部会
ホシノ シンイチ 星野 新一	中野区商店街連合会 (同連合会 副会長)	ライフサポート部会
オチアイ カンジ 落合 寛司	中野区しんきん協議会 (同協議会 会長)	ICT・コンテンツ部会
シバハラ ヒロツグ 柴原 廣次	NPO法人中野中小企業診断士会 (同法人 理事長)	ICT・コンテンツ部会
コシダ カツリ 越田 勝則	東京税理士会中野支部 (同支部 支部長)	ライフサポート部会
ハセガワ フミオ 長谷川 文雄	明治大学 (同大学 国際日本学部 教授)	ICT・コンテンツ部会 ※平成26年3月 31 日まで
キシ マ キ コ 岸 磨貴子	明治大学 (同大学 国際日本学部 特任講師)	ICT・コンテンツ部会 ※平成26年4月 1 日から
ナカジマ ノブタカ 中島 信貴	東京工芸大学 (同大学 芸術学部 ゲーム学科 教授)	ICT・コンテンツ部会 部会長代理
タケハラ コウザブロウ 竹原 厚三郎	帝京平成大学 (同大学 現代ライフ学部 教授 )	ライフサポート部会 部会長代理
スズキ ユミコ 鈴木 由美子	社会福祉法人中野区社会福祉協議会 (同協議会 常務理事)	ライフサポート部会
ハナドウ コウイチ 花堂 浩一	中野区介護サービス事業所連絡会 (同連絡会 副会長)	ライフサポート部会

諮 問 文

諮 問 第 1 号  
中野区産業振興審議会

中野区産業振興審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記事項に関して、貴会の意見を求めます。

2013年7月24日

中野区長 田中 大輔

記

- 1 中野区産業振興ビジョンの推進に当たり、同ビジョンで描いた将来像の実現に向けて効果的な区内産業の振興施策に関する考え方、とりわけ、以下の点に係る意見
  - (1) ICT・コンテンツ関連など今後の産業振興に効果的な産学公連携のあり方について
  - (2) ライフサポート関連産業振興の中長期的な進め方について

審議等の経過

審議会の開催	内 容
<b>第1回審議会（全体会）</b> 平成25年7月24日 午後1時～	1 委嘱式及び会長、副会長の選出（互選） 2 諮問 3 ライフサポート部会、ICT・コンテンツ部会の設置
第1回ライフサポート部会 ※第1回審議会と同日開催	1 部会長、部会長代理の選出（互選） 2 部会日程について
第2回ライフサポート部会 平成25年8月26日 午後2時～	1 部会の進め方について 2 中野区のライフサポート関連産業に係る現状と課題について
第3回ライフサポート部会 平成25年11月5日 午後3時～	1 中長期的なライフサポート関連産業振興の考え方 2 ライフサポートビジネスの可能性（優先的に取り組むべき領域）について
第4回ライフサポート部会 平成25年12月17日 午後3時～	1 優先的に取り組むべき領域の検討・抽出について 2 取り組みの仕組み、仕掛けについて
第5回ライフサポート部会 平成26年1月27日 午後3時～	1 ライフサポートに関するニーズ等について 2 重点領域と主な取り組みテーマについて
<b>第2回審議会（全体会）</b> 平成26年3月28日 午前10時～	1 ライフサポート部会の検討状況の報告 2 ICT・コンテンツ部会の検討状況の報告 3 第1期中野区産業振興審議会のスケジュールの確認
第6回ライフサポート部会 平成26年10月27日 午後3時～	ライフサポート関連産業振興に関する答申骨子について
第7回ライフサポート部会 平成26年12月24日 午後3時～	ライフサポート関連産業振興に関する答申素案について
第8回ライフサポート部会 平成27年2月2日 午前10時～	ライフサポート関連産業振興に関する答申案について
<b>第3回審議会（全体会）</b> 平成27年3月23日 午前10時～	1 ライフサポート関連産業振興に関する答申について 2 ICT・コンテンツに関する答申素案について 3 今後の産業振興審議会の進め方
<b>答申</b> 平成27年5月13日9時30分～	答申を会長から区長に手交

※ICT・コンテンツ部会の審議経過は省略している。

## 中野区産業振興審議会条例

### (設置)

第1条 区内の産業振興に係る施策について総合的に検討し、当該施策の積極的かつ効果的な展開を図るため、区長の附属機関として中野区産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、区内の産業振興に関する重要な事項について調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に対する答申のほか、区内の産業振興を図るために必要な事項について、区長に対し、意見を述べることができる。

### (委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区内の産業振興に携わる者
- (2) 学識経験者
- (3) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (部会)

第5条 審議会は、区内の産業振興に係る施策に関する特定の事項について調査し、又は検討するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市政策推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の審議会は、区長が招集する。